

都市計画法に基づく横浜市開発審査会提案基準の 一部改定について

1 趣 旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「立地の許可の基準 横浜市開発審査会提案基準（以下、提案基準）」について、関係法令の改正を踏まえて、次のとおり一部改定します。

2 改定の概要

平成30年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、日中サービス支援型障害者グループホーム（以下、日中サービスGH）が創設されました。

これに伴い、基準において日中サービスGHを設置する場合には、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場として、短期入所施設の併設が求められることを受け、提案基準第29号の一部を改定するものです。

問合せ先
宅地審査部宅地審査課宅地企画担当
電話 045-671-2945